

平成 25 年兵庫県立大学工学研究科規程第 19 号  
兵庫県立大学工学研究科安全委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県立大学工学研究科教授会規程（平成 25 年兵庫県立大学工学研究科規程第 2 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、工学研究科安全委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、工学研究科の教育研究環境の安全について審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 経理委員会委員長
- (2) 姫路工学キャンパスアイソトープセンター長
- (3) 姫路工学キャンパス放射線取扱主任者
- (4) 姫路工学キャンパス環境保全室長
- (5) 工学研究科工作センター長
- (6) 液体窒素利用室長
- (7) インキュベーションセンター利用専任教員 1 名
- (8) 各専攻から 2 名ずつ選出された委員 1 2 名
- (9) 姫路工学キャンパス経営部の施設管理担当職員 1 名

2 前項第 8 号に掲げる委員は、専攻ごとに 1 名は教授とする。

3 姫路工学キャンパスアイソトープセンターが設置されるまでの間、第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる者に代わり、姫路工学キャンパス放射線管理委員会委員長を委員とする。

4 第 1 項各号に掲げる者のほか、委員長が必要と認めた者を委員に加えることができる。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 7 号、第 8 号及び前条第 4 項に掲げる委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、第 3 条第 1 項第 1 号の委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 会議の成立は、構成員の 3 分の 2 以上の出席を必要とする。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、

意見を聴くことができる。

(事故報告)

第8条 教職員は、教育研究活動、実験・実習中等の人身事故、施設設備の損壊等の事故の発生を知ったときは、事故の状況把握に努め、応急処置又はその手配、拡大防止の措置などを講じた後、所属する専攻長等、委員長及び研究科長にただちに通報しなければならない。

2 事故処理にあたった専攻長等は、必要な措置をとった後、事故に対する措置状況を速やかに委員長に報告しなければならない。

(再発防止措置)

第9条 委員長は、委員会において安全上問題があると認められた場合は、工学研究科長（以下「研究科長」という。）に報告しなければならない。

2 研究科長は、前項の報告により必要があるときは、事故の再発防止のための必要な措置をとるものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、工学研究科に係る事務組織において行う。

(規程の改正)

第11条 この規程の改正は、工学研究科教授会の意見を聴いた上で研究科長が行う。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の意見を聴いた上で委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、第3条第1項第7号及び第8号に掲げる委員である者は、この規程により選考されたものとし、その任期は、平成26年3月31日までとする。

附 則（平成27年2月18日一部改正）

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月18日一部改正）

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月16日一部改正）

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。